

令和元年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合企画部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
県民活動生活 課	滋賀県性暴力被害者 総合ケアワンストップ びわ湖SATOCO運営 業務委託	滋賀県性暴力被害者 総合ケアワンストップび わ湖SATOCO運営業 務	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	滋賀県産科婦人科医 会	6,858,000	滋賀県性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCOは、滋賀県、滋賀県警察、滋賀県産科婦人科医会、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの4者で協定書を締結し、平成26年4月1日に設立し運営しており、当該団体は、協定に基づき業務を実施する団体であるため。	2	3イ
県民活動生活 課	滋賀県性暴力被害者 総合ケアワンストップ びわ湖SATOCO運営 業務委託	滋賀県性暴力被害者 総合ケアワンストップび わ湖SATOCO運営業 務	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	公益社団法人おうみ犯 罪被害者支援センター	6,950,000	滋賀県性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCOは、滋賀県、滋賀県警察、滋賀県産科婦人科医会、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの4者で協定書を締結し、平成26年4月1日に設立し運営しており、当該団体は、協定に基づき業務を実施する団体であるため。	2	3イ